

# 一般社団法人塩屋商店会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人塩屋商店会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を、神戸市垂水区塩屋町に置く。

(目的)

第3条 本法人は会員（社員）の事業の発展と会員相互の啓発・親睦をはかり、商店会と各商店の向上・振興に寄与し、もって地域住民・お客様に愛される商店会になることを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、目的に資するため、以下の事業を行う。

- (1) 商店会と各商店の営業発展のための事業
- (2) 会員相互の親睦のための事業
- (3) 地域住民・お客様へのサービスと交流の事業
- (4) 商店会会館（しおみちゃんの家）の維持管理
- (5) その他本会の目的に資する事業

(公告)

第5条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の三種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という）上の社員という。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人（事業所）または法人
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助する個人または法人
- (3) 特別会員 本法人に功労のあったものまたはそれに準じる者で、理事会が推薦する顧問および相談役

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

2 特別会員は理事会の推薦を受けたあと、当法人所定の様式による入会申込書により申し込みがあったときに特別会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 本法人の会員は、次の各号のいずれかに該当した時はその資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受けたとき
- (4) 本法人が解散したとき
- (5) 正当な理由なく、会費を滞納したとき
- (6) 除名されたとき
- (7) 総社員の同意があったとき

(任意退会)

第10条 会員はいつでも退会できるものとする。ただし、1カ月以上前に本法人に対して予告するものとする。

(除名)

第11条 本法人の会員が、本法人の名誉を棄損し、本法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

(資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前三条の規定により会員資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金・会費その他の拠出金は返納しない。

(会員名簿)

第13条 本法人は、会員を明らかにするため氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定により、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より15日前までに正会員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別に定めがある場合を除き、総正会員の過半数の議決権を有する正会員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、当該社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し議長及び出席した理事が、この議事録に署名または記名押印し、社員総会から10年間主たる事務所に据え置く。

## 第4章 役員

(員数)

第20条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上18名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長とし、副会長を3名、専務理事を2名置くことができる。

3 この法人の会長を一般法人法上の代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち、副会長及び専務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において選任する。
  - 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 会長は、本法人を代表し、本法人の事業・運営を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、本法人の業務の責任を分担する。
  - 3 専務理事は、本法人の会計業務と運營業務を分担して執り行う。
  - 4 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとし、再任は妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、辞任または任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

- 第25条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第26条 本法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の業務を行う。
- (1) 本法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選任または解任

(招集)

- 第28条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長及び専務理事の過半数の発議により招集する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第6章 会計

(事業年度)

- 第31条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

- 第32条 本法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入を得または支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

- 第33条 本法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号書類については、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、会員および債権者の閲覧に供する。

## 第7章 附則

（最初の事業年度）

第34条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

（設立時の役員）

第35条 本法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	金本 規永		
設立時業務執行理事	桑原 雅夫	設立時業務執行理事	田仲 盛秀
設立時業務執行理事	大橋 博司	設立時業務執行理事	大橋 達夫
設立時業務執行理事	近江 秀和		
設立時理事	松本 徹	設立時理事	北川 善晴
設立時理事	梅本 藤一	設立時理事	中塚 美智子
設立時理事	和田 照子	設立時理事	松岡 泰司
設立時理事	地坂 光生	設立時理事	三村 公子
設立時監事	飯塚 フミ子	設立時監事	澤 勝弘

（設立時社員の氏名または名称および住所）

第36条 設立時社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

設立時社員

- (1) 住 所 神戸市垂水区塩屋町字大谷671番地の164  
氏 名 金本 規永
- (2) 住 所 神戸市垂水区塩屋町一丁目3番9号  
氏 名 松本 徹

（法令の準拠）

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人塩屋商店会を設立する為、設立時社員 金本規永 及び 松本徹 の定款作成代理人である司法書士 名津井英則 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成24年5月10日

設立時社員 金本 規永  
同 松本 徹  
上記設立時社員の定款作成代理人  
司法書士 名津井 英則

